

訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

介護老人保健施設サンライフえさし

重要事項説明書

医療法人 青樹会

訪問リハビリテーション事業所
介護予防訪問リハビリテーション事業所
介護老人保健施設サンライフえさし
重要事項説明書

医療法人 青樹会
作成日 令和 8 年 6 月 1 日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【岩手県指定 介護保険事業者番号】
0351280003

当事業所は、利用者に対して訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションを提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

＊当事業所の訪問リハビリテーションは、原則として要介護認定の結果、「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業所の概要

(1) 事業所経営法人

法人名	医療法人青樹会
法人所在地	〒020-0815 岩手県盛岡市小杉山 15 番 3 号
電話番号	019-601-2723
FAX 番号	019-624-7712
代表者名	理事長 田中 由紀子
設立年月日	平成 9 年 4 月 9 日

(2) 事業所名称等

事業所名	介護老人保健施設サンライフえさし
施設所在地	〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下惣田 290 番の 3
電話番号	0197-35-8480
FAX 番号	0197-35-8482
施設長名	施設長 君塚 五郎
開設年月日	令和 10 年 4 月 15 日

(3) 事業所の目的と基本理念

＊目的

当事業は、要介護者及び要支援者の心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、居宅介護サービス計画に基づき、理学及び作業療法等の必要なりハビリテーションを行い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

＊基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にしたい介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③常に健全な精神を持って職員同士一致と協力でサービスの質の向上を目指します。
- ④利用者の生き甲斐を高め、自立への意欲を支援していきます。

(4) 営業日及びサービス提供時間

- ①営業日 月曜日から金曜日まで。ただし国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日）までを除く
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- ③実施地域 奥州市、金ヶ崎町。その他の地域については、相談による。

(5) サービス従事者

- ・管理者（理学療法士または作業療法士と兼務） 1名
- ・理学療法士または作業療法士 2名

2. サービスの内容

理学療法士または作業療法士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。その他これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用者の方から利用料金をいただく場合もありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金及び支払方法について

- ①利用料金については、別紙の料金表を参照して下さい。
- ②利用料金については、清算を月末締めとし、翌月15日をめどに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済んだのち指定の方法にて領収書を発行いたします。お支払いについては、銀行口座引落しでの支払い、または、指定口座への振込みの方法があります。ただし、特別な事情がある場合には、双方協議のうえ、支払方法を定めます。
- ③前号①②で請求しました利用料が、3ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情のある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

4. その他の費用

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担になります。

5. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

6. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止の発生または防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束等について

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

また、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し5年間保管します。

また、事業所として身体拘束をなくしていく為の取組を積極的に行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業従事者に対し、感染症予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

12. ハラスメント対策

事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- ① 担当者：管理者 君塚 五郎
- ② 連絡先：電話 0197-35-8480 FAX 0197-35-8482
- ③ 受付時間：午前8時30分～午後5時30分

(2) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
奥州市江刺総合支所 健康福祉課 (奥州市にお住まいの方)	岩手県奥州市江刺大通り 1 番 8 号	0197-35-2111-	0197-35-5120
奥州市役所本庁 長寿社会課 (奥州市にお住まいの方)	岩手県奥州市水沢大手町 1 丁目 1 番地	0197-24-2111	0197-22-2533
岩手県国民健康保険 団体連合会	岩手県盛岡市大沢川原三 丁目 7 番 30 号	019-604-6700	019-604-6701

15. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたらお気軽に事業所のスタッフにお声がけください。
- (3) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 訪問リハビリテーション

氏名

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

代理署名者

利用者との関係 ()